平成28年6月21日条例第34号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に 関し必要な事項その他良好な景観の形成(以下「景観形成」という。)のために必要な事 項を定めることにより、法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画(以下 「景観計画」という。)の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において「工作物」とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、規則で定めるものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法 (昭和25年法律第201号)において使用する用語の例による。

(市の責務)

- **第3条** 市は、景観形成を図るため、総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、公共施設の整備に当たっては、景観形成に先導的役割を果たすよう努めなければ ならない。
- 4 市は、市民及び事業者が景観形成に積極的な役割を果たすことができるよう景観に関する知識の普及及び意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市は、必要に応じて、国、県その他の地方公共団体及び公共的団体に対し、景観形成に ついて協力を要請するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、景観形成に積極的な役割 を果たすよう努めなければならない。 2 市民は、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- **第5条** 事業者は、自らの事業活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、その 事業活動の実施に当たっては、景観形成に配慮するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

- 第6条 市長は、景観形成を推進するため、景観計画を定めるものとする。
- 2 市長は、景観計画を策定しようとするときは、法第9条に規定する手続によるほか、第 27条の柏崎市景観審議会(第27条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を 聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区及び景観形成推進地区の指定等)

- 第7条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)のうち、地域の特性をいかした景観形成に住民自らが積極的に取り組む地区等で、景観形成に関する施策が特に必要であると認める区域を景観形成重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、景観計画区域のうち、中心的な市街地等の公共性の高い地区で、景観形成の推進を図る必要があると認める区域を景観形成推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。
- 3 市長は、重点地区又は推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の住民 及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、重点地区又は推進地区を指定するときは、当該地区ごとにその特性に応じ、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 景観形成に関する方針
 - (2) 景観形成のための行為の制限に関する事項
 - (3) その他景観形成に必要な事項
- 5 市長は、重点地区又は推進地区を指定したときは、これを公表しなければならない。
- 6 前5項の規定は、重点地区又は推進地区の指定の変更及び解除について準用する。

(景観計画の遵守)

第8条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、 当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

第3章 行為の規制等

(届出対象行為の追加)

- 第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(届出及び勧告等の適用除外)

- 第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 別表第1に掲げる景観計画区域のうち重点地区以外の区域及び重点地区の区分に応じ、 それぞれ同表に掲げる行為のいずれにも該当しない行為
 - (2) 設置の期間が90日を超えない仮設建築物の建築
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、景観形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第11条 国の機関又は地方公共団体は、別表第2に掲げる景観計画区域のうち重点地区及び 推進地区以外の区域並びに重点地区及び推進地区の区分に応じた行為をしようとするとき は、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第 2号に掲げる行為のうち、第10条の規定により届出を要しないものとした行為を除く行 為とする。

(届出書の添付書類)

- 第13条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定 する条例で定める図書は、次に掲げるものとする。
 - (1) 平面図
 - (2) 景観チェックリスト

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(事前協議)

- 第14条 景観計画区域内において法第16条第1項及び第2項に規定する届出(以下「法による届出」という。)をしようとする者は、届出を行う前に、当該届出行為の計画について市長に事前の協議を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定による協議があったときは、景観計画に基づき、当該協議をしたも のに対し、必要な助言又は指導をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による助言又は指導をしようとするときは、審議会又は第26条の 柏崎市景観アドバイザー(第26条第1項を除き、以下「景観アドバイザー」という。) の意見を聴くことができる。
- 4 法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為をしようとする者は、景観アドバイ ザーの意見を聴くことができる。

(行為の中止の報告)

第15条 法による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止したときは、規則で定めると ころにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(報告及び立入検査)

- **第16条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、法による届出をしようとする者又はした者に対し、必要な報告をさせることができる。
- 2 市長は、職員に、前項の報告の対象となる土地に立ち入り、必要な検査又は調査をさせることができる。
- 3 前項の規定により立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第17条 市長は、法による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をしようとするときは、審議会又は景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(勧告又は命令等の手続)

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項 の規定による変更命令等をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことがで きる。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第19条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容及び当該勧告を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の管理の基準)

- 第20条 法第25条第2項の規定による条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。
 - (1) 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。
 - (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、当該敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(景観重要建造物の滅失等の届出)

第21条 景観重要建造物の所有者又は管理者は、当該景観重要建造物が滅失し、又は損傷した場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(景観重要樹木の管理の基準)

- 第22条 法第33条第2項の規定による条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。
 - (1) 定期的にせん定や枝打ち等の必要な措置を講ずること。
 - (2) 定期的に病害虫の予防又は駆除等の必要な措置を講ずること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(景観重要樹木の滅失等の届出)

第23条 景観重要樹木の所有者又は管理者は、当該景観重要樹木が滅失、枯死又は損傷した場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

第5章 景観形成の推進

(景観形成団体の認定)

- 第24条 市長は、景観計画区域における各地域において、景観形成に関する自主的な活動を 行う団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを景観形成団体として認定 することができる。
 - (1) その活動が、当該地域の景観形成に有効であると認められるものであること。
 - (2) その活動が、当該地域の多数の住民等に支持されていると認められているものであること。
 - (3) その活動が、関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。
 - (3) 規則で定める事項を規定する規約が定められていること。
- 2 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、前項の規定により認定された景観形成団体とする。
- **3** 第1項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、景観形成団体が第1項に掲げる要件に該当しなくなったと認めるときは、その 認定を取り消すことができる。

(景観形成に係る支援及び助成)

- 第25条 市長は、景観形成に努めようとする者に対し、必要な技術的支援をすることができる。
- 2 市長は、重点地区において、景観形成に寄与すると認められる行為を行う者に対し、予 算の範囲内において、当該行為に要する費用の一部を助成することができる。
- 3 市長は、景観形成団体に対し、予算の範囲内において、当該団体の活動に要する費用の 一部を助成することができる。
- 4 前2項に規定する助成の範囲は、市長が別に定める。

(景観アドバイザーの設置)

- 第26条 市長は、本市の景観形成を推進するため、建築物等のデザイン及び色彩等の景観計画への適合について、専門的な助言等を行う柏崎市景観アドバイザーを設置することができる。
- 2 景観アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 景観審議会

(柏崎市景観審議会)

- 第27条 市長の諮問に応じ、本市の景観形成に関し必要な事項について調査審議するため、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属 機関として、柏崎市景観審議会を置く。
- 2 審議会は、第6条の規定により定められた事項のほか、次に掲げるものについて調査審議する。
 - (1) 重点地区又は推進地区の指定等に関する事項
 - (2) 法第14条第1項に規定する通知に関する事項
 - (3) 景観重要建造物の指定等に関する事項
 - (4) 景観重要樹木の指定等に関する事項
 - (5) 景観協定の認可等に関する事項
 - (6) 景観整備機構の指定等に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、景観形成に関し必要な事項
- 3 審議会は、前項に定める事項のほか、景観形成に関して市長に意見を述べることができる。
- **4** 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 関係団体の代表者等
 - (4) 公募による者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 5 前項の規定にかかわらず、特別な事項を調査審議するために必要があるときは、市長は、 前項各号の者のうちから臨時の委員を委嘱することができる。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

- 7 第5項の規定により委嘱した臨時の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、委嘱 した日から当該特別な事項の調査審議を終える日までとする。
- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第27条の規定及び附則第4 項の規定は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている景観計画は、第6条の規定により策定された景 観計画とみなす。

(準備行為)

3 審議会委員の委嘱のために必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

4 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例 (昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

景観審議会委員	1日につき	6,400円	"
---------	-------	--------	---

別表第1 (第10条関係)

行為	景観計画区域のうち重点地区以外の区域	重点地区
建築物の新築、改	1 延べ面積が500平方メートル以上の	延べ面積が10平方メートル以上のもの
築又は移転	もの	
	2 高さが10メートル以上のもの	
建築物の増築	1 増築後の延べ面積が500平方メート	増築後の延べ面積が10平方メートル以
	ル以上のもの	上のもの
	2 増築後の高さが10メートル以上の	
	も の	
建築物の外観を変	1 延べ面積が500平方メートル以上の	延べ面積が10平方メートル以上のもの
更することとなる	もので、壁面又は屋根面の総面積の2	で、壁面又は屋根面の総面積の4分の1
修繕若しくは模様	分の1以上を変更するもの	以上を変更するもの
替え又は色彩の変	2 高さが10メートル以上のもので、壁	
更	面又は屋根面の総面積の2分の1以	
	上を変更するもの	
工作物の新設、改	1 築造面積が1,000平方メートル以上	1 築造面積が10平方メートル以上の
築又は移転	のもの	もの
	2 地盤面からの高さが10メートル以	2 地盤面からの高さが3メートル以
	上のもの	上のもの
		3 重点地区ごとに規則で定めるもの
工作物の増築	1 増築後の築造面積が1,000平方メー	1 増築後の築造面積が10平方メート
	トル以上のもの	ル以上のもの
	2 増築後の高さが地盤面から10メー	2 増築後の高さが地盤面から3メー
	トル以上のもの	トル以上のもの
		3 重点地区ごとに規則で定めるもの
工作物の外観を変	1 築造面積が1,000平方メートル以上	1 築造面積が10平方メートル以上の
更することとなる	のもので、外観の総面積の2分の1以	もので、外観の総面積の2分の1以上
修繕若しくは模様	上を変更するもの	を変更するもの
替え又は色彩の変	2 地盤面からの高さが10メートル以	2 地盤面からの高さが3メートル以
更	上のもので、外観の総面積の2分の1	上のもので、外観の総面積の2分の1

	以上を変更するもの	以上を変更するもの	
		3 重点地区ごとに規則で定めるもの	
開発行為	面積が3,000平方メートル以上のもの		
土地の開墾、土石	1 面積が3,000平方メートル以上のもの		
の採取、鉱物の掘	2 切土又は盛土によって生ずる法面又は擁壁の高さが3メートル以上のもの		
採その他の土地の			
形質の変更			
屋外における土	1 高さが3メートル以上のもの		
石、廃棄物、再生	2 堆積に係る土地の面積が500平方メートル以上のもので、堆積期間が60日以上		
資源その他の物件	のもの		
の堆積			

別表第2 (第11条関係)

	MXM2(MIIA房M)			
行為	景観計画区域のうち重点地区及び推進	重点地区及び推進地区		
	地区以外の区域			
建築物の新築、改	1 延べ面積が500平方メートル以上の	延べ面積が10平方メートル以上のもの		
築又は移転	もの			
	2 高さが10メートル以上のもの			
建築物の増築	1 増築後の延べ面積が500平方メート	増築後の延べ面積が10平方メートル以		
	ル以上のもの	上のもの		
	2 増築後の高さが10メートル以上の			
	もの			
建築物の外観を変	1 延べ面積が500平方メートル以上の	延べ面積が10平方メートル以上のもの		
更することとなる	もので、壁面又は屋根面の総面積の2	で、壁面又は屋根面の総面積の4分の1		
修繕若しくは模様	分の1以上を変更するもの	以上を変更するもの		
替え又は色彩の変	2 高さが10メートル以上のもので、壁			
更	面又は屋根面の総面積の2分の1以			
	上を変更するもの			
工作物の新設、改	1 築造面積が1,000平方メートル以上	1 築造面積が10平方メートル以上の		
築又は移転	のもの	もの		
	2 地盤面からの高さが10メートル以	2 地盤面からの高さが3メートル以		
	上のもの	上のもの		
		3 重点地区ごとに規則で定めるもの		

工作物の増築	1 増築後の築造面積が1,000平方メー	1 増築後の築造面積が10平方メート
	トル以上のもの	ル以上のもの
	2 増築後の高さが地盤面から10メー	
	トル以上のもの	トル以上のもの
		3 重点地区ごとに規則で定めるもの
工作物の外観を変	1 築造面積が1,000平方メートル以上	1 築造面積が10平方メートル以上の
更することとなる	のもので、外観の総面積の2分の1以	もので、外観の総面積の2分の1以上
修繕若しくは模様	上を変更するもの	を変更するもの
替え又は色彩の変	2 地盤面からの高さが10メートル以	2 地盤面からの高さが3メートル以
更	上のもので、外観の総面積の2分の1	上のもので、外観の総面積の2分の1
	以上を変更するもの	以上を変更するもの
		3 重点地区ごとに規則で定めるもの
開発行為	面積が3,000平方メートル以上のもの	
土地の開墾、土石	1 面積が3,000平方メートル以上のもの	
の採取、鉱物の掘	2 切土又は盛土によって生ずる法面又は擁壁の高さが3メートル以上のもの	
採その他の土地の		
形質の変更		
屋外における土	1 高さが3メートル以上のもの	
石、廃棄物、再生	2 堆積に係る土地の面積が500平方メートル以上のもので、堆積期間が60日以上	
資源その他の物件	のもの	
の堆積		